

## 保健師・助産師・看護師・准看護師 業務従事者届記載要領

### 1. 氏名（フリガナ）・生年月日・年齢・住所 等

#### (1) 氏名・生年月日・年齢

保健師籍、助産師籍、看護師籍または准看護師籍に登録されている氏名および生年月日を正確に記入すること。また、年齢の欄に令和4年12月31日現在における満年齢を記入すること。

#### (2) 性別

該当する数字を記入すること。

#### (3) 住所

現に居住している場所を記入すること。

### 2. 免許、その他の資格 等

#### (1) 記載を行う免許

保健師、助産師、看護師または准看護師等の免許等のうち2以上の免許等を有する者は、その全てに係る事項について記入すること。

#### (2) 免許の有無

各免許の種別について、該当する数字を記入すること。

#### (3) 免許交付者および都道府県名

厚生労働大臣の保健師免許、助産師免許または看護師免許を受けた者(旧規則に基づく保健婦、助産婦および看護婦であって厚生労働大臣の免許を受けたものを含む。)については、「厚生労働大臣」を“○”で囲むこと。旧規則に基づき都道府県知事から保健婦免状または看護婦免状を受けた者および都道府県の助産婦名簿に登録を受けた者については、「都道府県知事」を“○”で囲むとともに、右欄「都道府県名」に、交付を受けた都道府県名を記入すること。

准看護師免許については、関西広域連合長の准看護師免許を受けた者は「関西広域連合長」を“○”で囲むこと。都道府県知事の准看護師免許を受けた者は「都道府県知事」を“○”で囲むとともに、右欄「都道府県名」に、交付を受けた都道府県名を記入すること。

#### (4) 登録番号および登録年月日

登録番号は右詰めで記入すること。また、登録年月日については、当初の登録日を記入すること。

※ 再交付または書換え交付を受けた場合は、その年月日を記入しないように注意。

### (5) その他の資格

専門看護師、認定看護師、認定看護管理者またはアドバンス助産師の資格のうち、令和4年12月31日現在で保有している資格全てに“✓”印を記入すること。

※ 更新していない等により、資格が失効している場合には、記入しないように注意。

## 3. 経験年数

(1) 産前・産後休暇、育児休暇、病気休暇、介護休暇等の休職期間(連続して1か月以上休んだ場合)は、含まない。

(2) 転職等により勤務先が変更となった場合や、看護師から助産師としての勤務に変化となった場合等も含め、免許取得後、看護職(保健師、助産師、看護師または准看護師)として勤務した期間の合計として該当する数字を記入すること。

## 4. 主たる業務

(1) 「主たる業務」の欄は、保健師免許、助産師免許、看護師免許および准看護師免許のうち複数の免許等を有する場合について、その主たる業務の1つについて該当する数字を記入すること。

## 5. 業務に従事する場所

### (1) 一般事項

① 複数の場所で業務に従事している場合は、主たるものの1つについて該当する数字を記入すること。

② 複数の施設が併設されている施設で業務に従事している場合等であって、主たる従事場所が特定できない場合は、当該複数施設のうち主たる施設において従事しているものとして、該当する数字を記入すること。

### (2) 業務に従事する場所の説明

#### ① 病院

##### ➤ 『11 病院』

医療法第1条の5第1項に規定する病院において業務に従事している者

#### ② 診療所

##### ➤ 『21 有床診療所』

医療法第1条の5第2項に規定する診療所(以下「診療所」という。)のうち、入院させるための施設(19床以下)を有する診療所において業務に従事している者

➤ 『22 無床診療所』

診療所のうち、入院させるための施設を有しない診療所に従事している者

※ 21 および 22 については、「81 事業所(事業所内診療所を含む)」に設置される診療所を除く。

③ 助産所

※ 分娩取扱いの実績がない場合においても、現在、分娩の依頼に応ずる体制がある場合には、「分娩を取り扱う助産所」(次の 31～33) とすること。

➤ 『31 分娩を取り扱う助産所(開設者)』・『34 分娩を取り扱わない助産所(開設者)』  
医療法第 2 条第 1 項に規定する助産所(以下、「助産所」という。)において業務に従事している者のうち、助産所の開設の届出を行った者

※ 「33 分娩を取り扱う助産所(出張のみ)」または「36 分娩を取り扱わない助産所(出張のみ)」に該当する者を除く。

➤ 『32 分娩を取り扱う助産所(従事者)』・『35 分娩を取り扱わない助産所(従事者)』  
助産所において業務に従事している者のうち、「助産所の開設者」(31・33) または「助産所(出張)」(34・36) に該当しない者

➤ 『33 分娩を取り扱う助産所(出張のみ)』・『36 分娩を取り扱わない助産所(出張のみ)』

出張のみによって業務に従事している者として、医療法第 5 条の適用を受け、開設の届出を行った者

④ 訪問看護ステーション

➤ 『41 訪問看護ステーション(管理者)』

介護保険法または健康保険法に基づき、訪問看護事業を行う事業所(以下「訪問看護ステーション」という。(ただし、病院または診療所を除く。)) に置かれる管理者である者

➤ 『42 訪問看護ステーション(従事者)』

「41 訪問看護ステーション (管理者)」以外の訪問看護ステーションにおいて業務に従事している者

⑤ 介護保険施設等

➤ 『51 介護老人保健施設』

介護保険法第 8 条第 2 8 項に規定する介護老人保健施設において業務に従事している者

➤ 『52 介護医療院』

介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院において業務に従事している者

※「彦根中央介護医療院」「近江温泉病院介護医療院」「草津介護医療院」「介護医療院生田病院」のみ

➤ 『53 指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)』

介護保険法第8条第27項に規定する介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム(入所定員30人以上))において業務に従事している者

※ 入所定員が29人以下の特別養護老人ホームで業務に従事している者は、「56 その他の介護保険施設等」と回答する。

➤ 『54 居宅サービス事業所』

介護保険法第8条第1項に規定する居宅サービス事業(ただし、訪問看護事業を除く。)を行う事業所において業務に従事している者

例：訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、短期入所療養介護、短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、福祉用具貸与および特定福祉用具販売

➤ 『55 居宅介護支援事業所』

介護保険法第8条第24項に規定する居宅介護支援事業を行う事業所において業務に従事している者

➤ 『56 その他の介護保険施設等』

51～55 以外の介護保険法に規定する施設または事業所において業務に従事している者

例：地域密着型サービス(定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護および地域密着型通所介護)、地域密着型介護老人福祉施設(入所定員29人以下の特別養護老人ホーム)、地域包括支援センター 等

※ 入所定員が30人以上の特別養護老人ホームで業務に従事している者は、「53 指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)」と回答する。

## ⑥ 社会福祉施設

社会福祉法に規定する社会福祉施設(施設を必要としない社会福祉事業を行う事業所を含む)において業務に従事している者。ただし、「11 病院」～「56 その他の介護保険施設等」に該当する場合を除く。

### ➤ 『61 老人福祉施設』

老人福祉法に規定する老人福祉施設において業務に従事している者

例：老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム(ケアハウス)、老人福祉センターおよび老人介護支援センター

※ 養護老人ホームとは、「大津老人ホーム」「真盛園」「金亀荘」「ながはま」「藤波園」「星光の里」「きぬがさ」のみ。

### ➤ 『62 児童福祉施設』

児童福祉法に規定する児童福祉施設において業務に従事している者

例：保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設および児童家庭支援センター

### ➤ 『63 その他の社会福祉施設』

61 と 62 以外の社会福祉施設において業務に従事している者

## ⑦保健所、県または市町

※ 71～73 は、「11 病院」～「63 その他の社会福祉施設等」に該当する場合を除く。

### ➤ 『71 保健所』

保健所において業務に従事している者

### ➤ 『72 県(71 を除く)』

滋賀県の職員であって、保健所以外の場所において業務に従事している者

### ➤ 『73 市町(71 を除く)』

市町の職員であって、保健所以外の場所において業務に従事している者

## ⑧事業所

### ➤ 『81 事業所(事業所内診療所を含む)』

11 から 73 までおよび 91 に該当しない事業所(会社、工場その他の事業所(これらの事業所に設置されている診療所を含む。))において業務に従事している者(保健師であって衛生管理業務を併せ行っている者を含む。)

## ⑨看護師等学校養成所または研究機関

## ➤ 『91 看護師等学校養成所または研究機関』

文部科学大臣の指定した保健師学校、助産師学校、看護師学校若しくは准看護師学校または都道府県知事の指定した保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所若しくは准看護師養成所において従事している者および看護に関する専門知識を用いて研究機関において従事している者

## ⑩その他

## ➤ 『00 その他』

11 から 91 に該当しない場所において業務に従事している者

## (3) 所在地・名称

## ① 所在地

現に業務に従事している場所について、その所在地を記入すること。また、コードの欄には、以下の「勤務地コード票」を参照の上、該当する市町のコードを記入すること。

《勤務地コード票》

市町名	大津市	草津市	守山市	栗東市	野洲市	甲賀市	湖南市	近江八幡市	東近江市	日野町	竜王町
コード	11	21	22	23	24	31	32	41	42	43	44
市町名	彦根市	愛荘町	豊郷町	甲良町	多賀町	長浜市	米原市	高島市			
コード	51	52	53	54	55	61	62	71			

## ② 名称

現に業務に従事している場所について、その名称を正確に記入すること。

## (4) 雇用形態

該当する数字を記入すること。なお、派遣(紹介予定派遣を含む。)とは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第2条第2号に規定する派遣労働者(同条第4号に係る者を含む。)に該当する者とする。

## (5) 常勤換算

該当する数字を記入すること。フルタイムの労働者(1週間の所定労働時間が40時間程度(1日8時間・週5日勤務等)の者)と比較して、1週間の所定労働時間が短い者は、「2.短時間労働者」を選択すること。この場合、常勤換算数の算出については、業務従事者届裏面を参照のこと。

**(6) 従事期間**

従事期間は、現在従事している場所における連続した従事期間の年数により、該当する数字を記入すること。

ただし、従事場所に変更があった場合においても、同一の者が設置する施設・事業所の間の異動・転勤に伴う場合は、従事場所に変更がなかったものとみなして記入すること。

連続の例	同一の医療法人が設置する病院と診療所との異動
非連続の例	同一敷地内にある医療法人立の病院と社会福祉法人立の特別養護老人ホームとの異動

ただし、設置者の相続、法人の合併等によって、設置者の変更のみがあった場合は連続しているものとして記入すること。

また、訪問看護ステーションにおける「管理者、従事者」の間の異動についても連続しているものとみなして記入すること。

派遣から正規雇用への変更等、雇用形態の変更があっても、従事場所の変更がなかった場合は連続しているものとして記入すること。

准看護師としての就業を継続しながら看護師免許を取得した場合等、免許の変更があっても、従事場所の変更がなかった場合は連続しているものとして記入すること。

**(7) 従事開始の理由**

「(6) 従事期間」において「1. 1年未満」または「2. 1年以上2年未満」を選択した者は、記入すること。

① 「1. 新規」とは、免許取得後、初めて保健師、助産師、看護師または准看護師として従事した場合(ただし、2以上の免許を有する場合、最初の免許を取得後に従事した場合とする。)に記入すること。

「新規」には、免許取得後、1ヶ月以内に看護師等として従事せず、看護師等以外の業務に従事していた者や、看護師等として未就業かつ就業の見込みがなかった者は含まれない。

② 「2. 再就業」とは、現在の就業場所に従事開始前1年間に保健師、助産師、看護師または准看護師として従事していない場合(ただし、「1. 新規」を除く。)に記入すること。

③ 「3. 転職」とは、現在の就業場所に従事開始前1年間に保健師、助産師、看護師または准看護師として従事したことがある場合に記入すること。

④ 「4. その他」とは、「1. 新規」、「2. 再就業」および「3. 転職」のいずれにも該当しない場合に記入すること。

## 6. 看護師の特定行為研修の修了状況

### (1) 看護師の特定行為研修の修了の有無

※看護師免許を持たない場合は、「2. 無」を記入すること。

- ① 令和4年12月31日現在において、特定行為研修の指定研修機関(以下「指定研修機関」という。)から「特定行為研修修了証」が交付されている場合は、「1. 有」を選択すること。この場合「指定研修機関番号」は、「特定行為研修修了証」に記載されている7桁の数字を記入すること。
- ② 令和4年12月31日現在において、特定行為研修を受講していない場合(指定研修機関において現に受講中または受講した者であって、指定研修機関から「特定行為研修修了証」が交付されていない場合も含む。)は、「2. 無」を選択すること。

### (2) 修了した特定行為区分

「(1)看護師の特定行為研修の修了の有無」で「1. 有」を選択した者は、指定研修機関から交付された「特定行為研修修了証」の「修了した特定行為研修に係る特定行為区分の名称」の欄に記載されている特定行為区分の名称に該当する箇所全てに“✓”印を記入すること。